

(法第10条第1項第7号関係)

## 令和6年度事業計画

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

特定非営利活動法人宮崎県中途失聴難聴者協会

### 1 事業活動の方針

本法人の目的及び事業に対する社会の要望に応えるために、6年度においては、手話講習会の開催を継続的に行い、中途失聴難聴者の現状を理解頂く。新規事業の、子ども、地域食堂に関する事業においては、「江平子ども食堂」を実施したい。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 中途失聴難聴者協会問題に関する調査・生活関連機器の研究事業
- ② 中途失聴難聴者協会福祉に関する広報・啓発・出版事業
  - ◎「手話講習会開催事業」
    - ・前期：令和6年4月から令和6年9月までの6ヶ月間  
初級を20講座（毎週土曜日）
    - ・後期：令和6年10月から令和7年3月までの6ヶ月間  
初級と中級を20講座ずつ（毎週土曜日）
  - ◎「機関誌発行事業」
    - ・機関誌「ひまわり」原稿を作成
  - ◎「スキルアップ研修事業」
    - ・令和6年10月12日～13日の福岡県久留米市での「第11回九州ブロック難聴者福祉大会 in FUKUOKA」
  - ◎「運営委員会」
    - ・8月と12月を除く、月1回の定例会
- ③ その他目的を達成するために必要な事業

#### (2) その他の事業

- (1) 各種イベント等の開催事業
- (2) 子ども、地域食堂に関する事業
  - ・「江平子ども食堂」を、年5～6回実施する予定。  
助成金申請が通れば実施できます。

(法第10条第1項第7号関係)

## 令和7年度事業計画

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人宮崎県中途失聴難聴者協会

### 1 事業活動の方針

本法人の目的及び事業に対する社会の要望に応えるために、7年度においては、手話講習会の開催を継続的に行い、中途失聴難聴者の現状を理解頂く。

子ども、地域食堂に関する事業においては、7年度も引き続き「江平子ども食堂」を実施したい。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

① 中途失聴難聴者協会問題に関する調査・生活関連機器の研究事業

② 中途失聴難聴者協会福祉に関する広報・啓発・出版事業

##### ◎「手話講習会開催事業」

・前期：令和7年4月から令和7年9月までの6ヶ月間

初級を20講座（毎週土曜日）

・後期：令和7年10月から令和8年3月までの6ヶ月間

初級と中級を20講座ずつ（毎週土曜日）

##### ◎「機関誌発行事業」

・機関誌「ひまわり」原稿を作成

##### ◎「スキルアップ研修事業」

・令和7年度は、「九州ブロックリーダー研修会」が、九州ブロック協議会主催で行われる予定。

##### ◎「運営委員会」

・8月と12月を除く、月1回の定例会

③ その他目的を達成するために必要な事業

#### (2) その他の事業

(1) 各種イベント等の開催事業

(2) 子ども、地域食堂に関する事業

・「江平子ども食堂」を、年5～6回実施する予定。

助成金申請が通れば実施できます。